

研究倫理アクションプラン に係る取組状況

東京大学 理事・副学長 松本洋一郎

1. 「東京大学憲章」及び「東京大学における
科学研究行動規範」

東京大学憲章

(2003.3.18制定)

I 学術

6 (研究の理念)

東京大学は、真理を探究し、知を創造しようとする構成員の多様にして、自主的かつ創造的な研究活動を尊び、世界最高水準の研究を追求する。

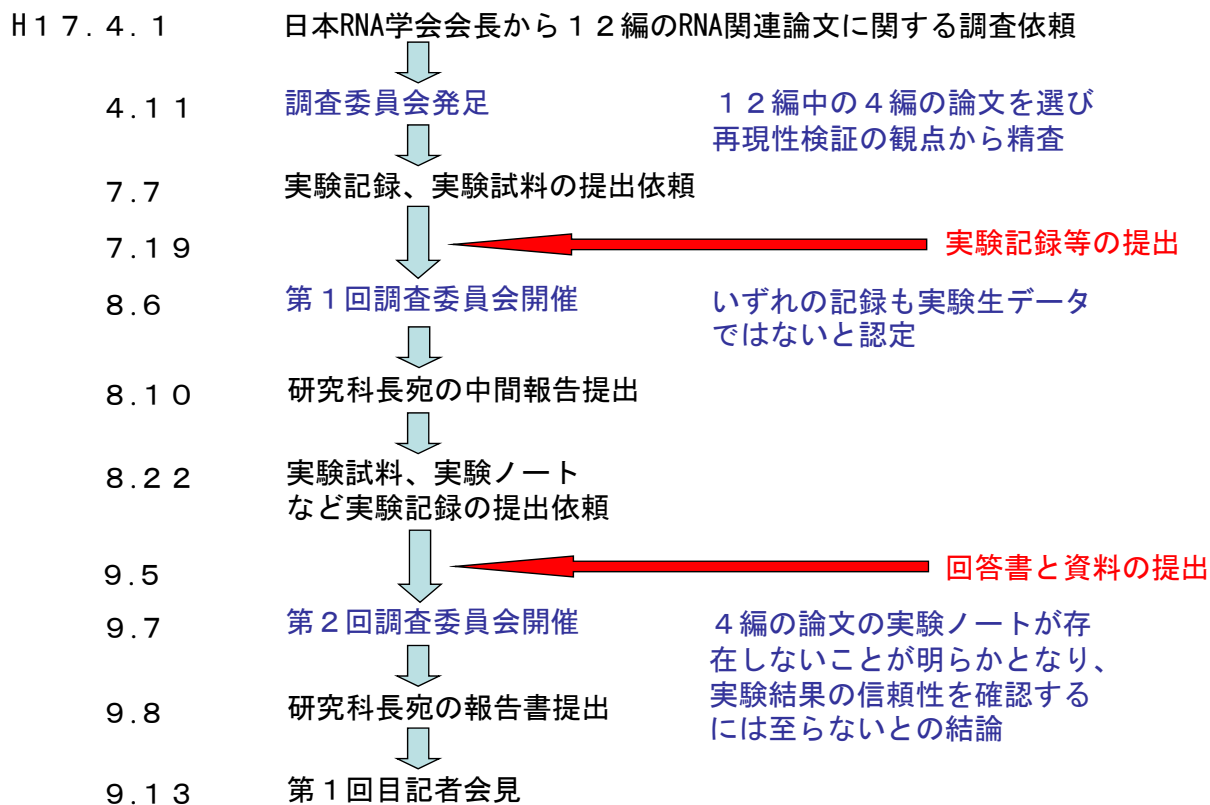
東京大学は、研究が人類の平和と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。

- 東京大学は、大学憲章に研究活動における説明責任の重要さを掲げてきた。

事件①

2005. 4 本学工学系研究科教授が関係する論文の実験結果の再現性等について、日本RNA学会から本学に対し調査の依頼
2006. 3 本学による調査の結果、「再現性、信頼性は無い」
- 2006. 3 「東京大学の科学研究における行動規範」の策定、「東京大学科学研究行動規範委員会規則」の制定
 - 2006. 8 文部科学省が、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」を決定

論文の再現性・信頼性に関する調査経過 1



12編中の4編の論文の選定基準

1. Kawasaki H, Song J, Eckner R, Ugai H, Chiu R, Taira K, Shi Y, Jones N, Yokoyama KK., Gene Dev. 1998 12(2): 233-245.

責任著者が多比良教授ではない

2. Kawasaki H, Schiltz L, Chiu R, Itakura K, Taira K, Nakatani Y, Yokoyama KK., Nature. 2000 May 11; 405(6783): 195-200.

*3. Kawasaki H, Taira K. Nature., 2003 Jun 19; 423(6942): 838-842.

実験結果の再現性の検証が比較的容易

4. Retraction in : Kawasaki H, Taira K., Nature. 2003 Nov 6; 426(6962): 100.

論文ではない

5. Kawasaki H, Warashina M, Kuwabara T., Taira K., Methods Mol Biol. 2004; 242: 237-243.

プロトコルで原著論文ではない

6. Kawasaki H, Taira K., EMBO Rep. 2002 May; 3(5): 44-450.

*7. Kawasaki H, Suyama E, Iyo M, Taira K., Nucleic Acid Res. 2003 Feb 1; 31(3): 981-987.

実験結果の再現性の検証が比較的容易

*8. Kawasaki H, Onuki R, Suyama E, Taira K., Nat Biotechnol. 2002 Apr; 20(4): 376-380.

9. Suyama E, Kawasaki H, Nakajima M, Taira K., Proc Natl Acad Sci USA. 2003 May 13; 100(10): 5616-5621.

10. Kawasaki H, Tsunemi M, Iyo M, Oshima K, Minoshima H, Hamada A, Onuki R, Suyama E, Taira K., Nucleic Acid Res Suppl; 2002;(2) : 275-276.

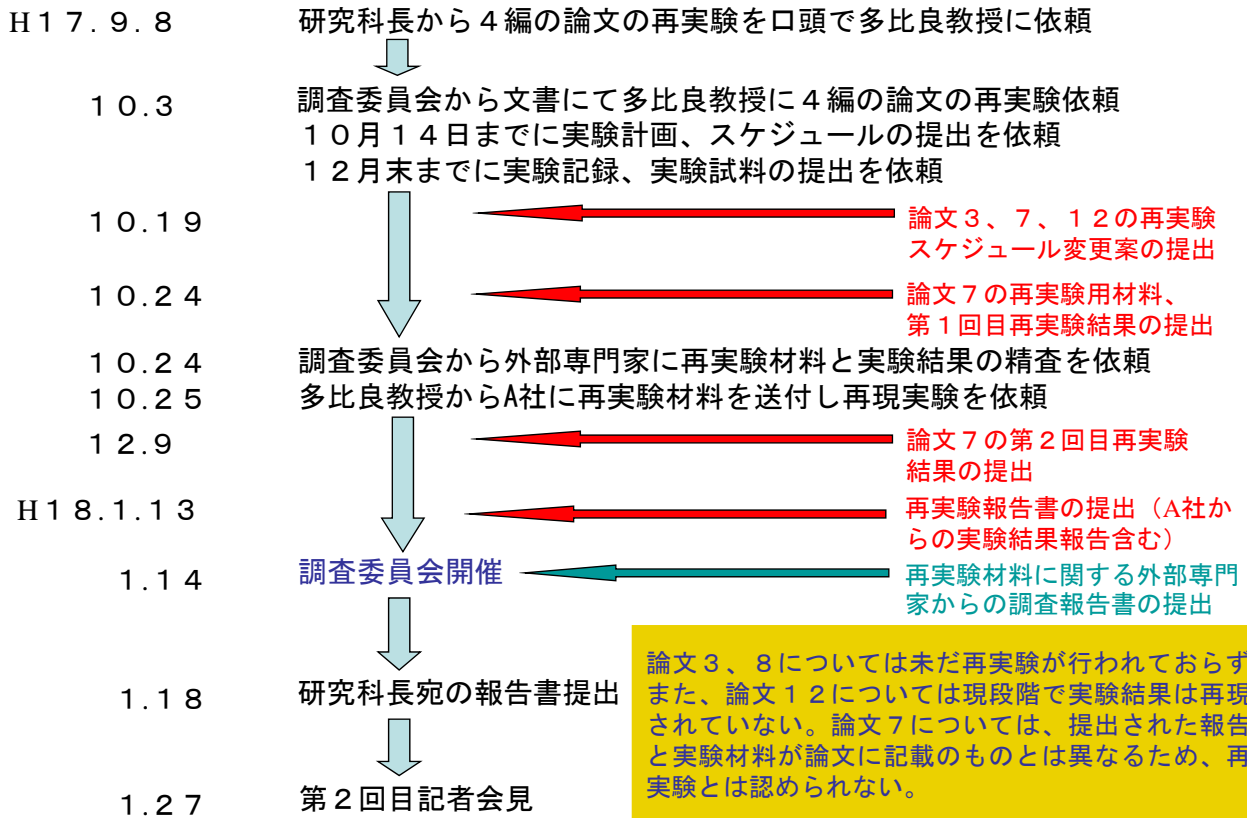
予稿集で原著論文ではない

11. Kawasaki H, Kuwabara T, Miyagishi M, Taira K., Nucleic Acid Res Suppl; 2003;(3): 331-332.

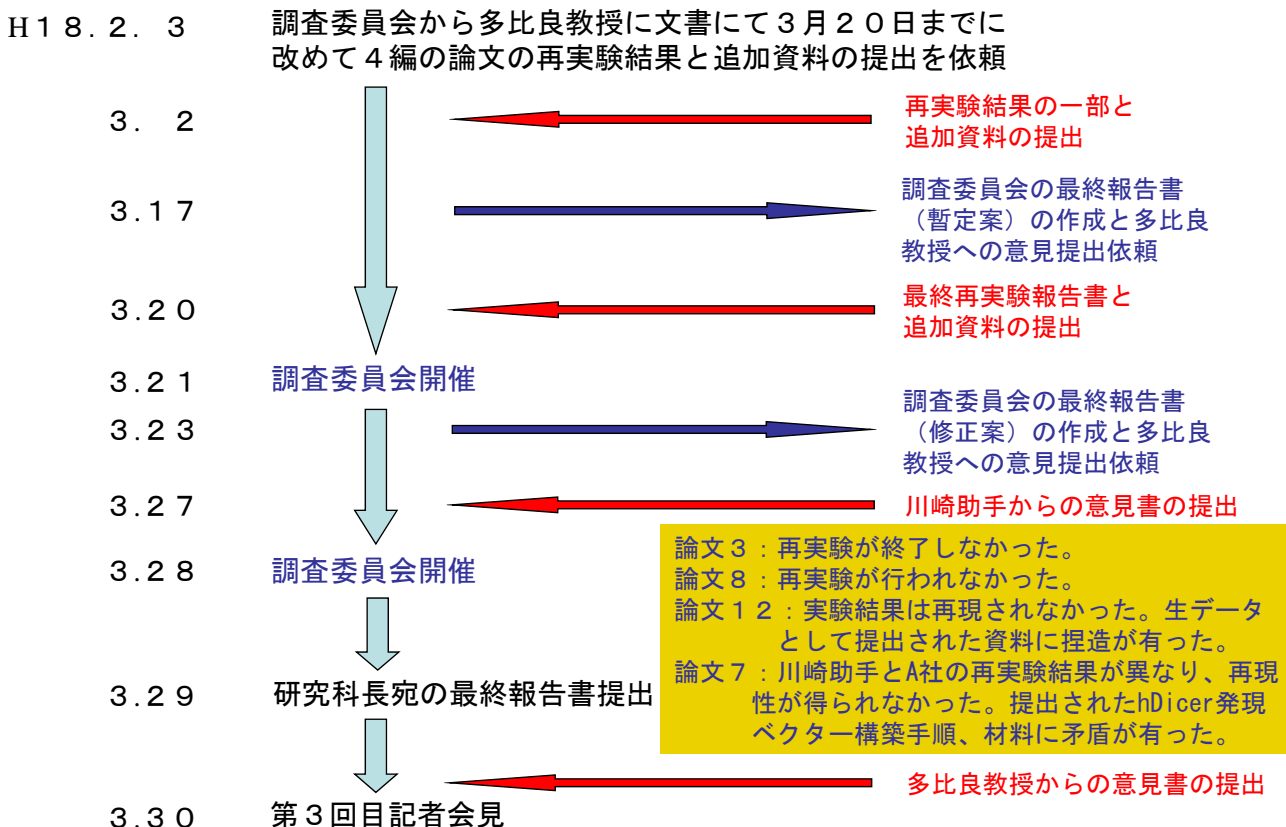
*12. Kawasaki H, Taira K., Nature. 2004 Sep 9; 431(7005): 211-217.

実験結果の再現性の検証が比較的容易

論文の再現性・信頼性に関する調査経過 2



論文の再現性・信頼性に関する調査経過 3



調査委員会の結論

「客観的資料・データ等の管理保存」が行われ、「その論文の正しさを客観的に説明する責任」を果たせなければ、その研究は科学的な意味を持たないことは自明である。今回調査を行った4篇の論文に関しては再現性、信頼性は無いものと判断される。

科学技術において新たな知見を発信しようとするものは、高い科学技術倫理を要求されることは言うまでもない。研究者の責任を果たせないとすれば、それは結果として研究者生命、学者生命を絶つことになる。個としての研究者が高い倫理観を持つことは勿論のこと、組織としての大学自らが正し、徹底した調査を行い、納得のいく対策を取る、それが日本の研究をリードする本学の責任である事はいうまでも無い。大学は科学研究を行うとともに、それを次世代に伝える責務を教育機関として負っており、その構成員は研究に当たっての行動規範を厳格に守る必要がある。

東京大学の科学研究における行動規範

(2006.3.17制定)

1. 科学研究は、人類の幸福と社会の発展のために欠くべからざる活動である。科学研究の成果は公開されることにより研究者相互の厳密な評価と批判にさらされ、それに耐え抜いた知識が人類共有の財産として蓄積され活用される。科学研究に携わる者は、この仕組みのもとで人類社会に貢献する責務を負っており、またそれを誇りとしている。この科学者コミュニティの一員として、研究活動について透明性と説明性を自律的に保証することに、高い倫理観をもって努めることは当然である。

東京大学の科学研究における行動規範

2. 科学研究における不正行為は、こうした研究者の基本的な行動規範に真っ向から反するものである。のみならず、研究者の活動の場である大学に対する社会の信頼をいちじるしく損ない、ひいては科学の発展を阻害する危険をもたらす。それは、科学研究の本質そのものを否定し、その基盤を脅かす、人類に対する重大な背信行為である。それゆえ、科学研究を行うにあたっては、捏造、改ざん、盗用を行わないことはもとより、広く社会や科学者コミュニティによる評価と批判を可能とするために、その科学的根拠を透明にしなければならない。科学研究に携わる者は、実験・観測等の実施者、共同研究者、研究グループの責任者など立場のいかんを問わず、説明責任を果たすための具体的な措置をとらなければならない。

東京大学の科学研究における行動規範

3. 科学研究に携わる者の責任は、負託された研究費の適正使用の観点からも重要である。大学における科学研究を有形無形に支える無数の人々に思いをいたし、十分な説明責任を果たすことにより研究成果の客観性や実証性を保証していくことは、研究活動の当然の前提であり、それなしには研究の自由はあり得ない。その責任を果たすことによつてこそ、東京大学において科学研究に携わる者としての基本的な資格を備えることができる。

2. 総長声明及び「研究倫理アクションプラン」の策定

事件②

2012. 1 本学分子細胞生物学研究所教授が主宰する研究室の関係者が発表した論文について、不正行為が存在する旨の申立て
2013. 12 調査の中間報告を公表
(51報の論文が科学的に不適切な図を含むと認定)
2014. 8 調査報告(第一次)を公表
(主催者の教授のほか、中心的な役割を担った教員計4名の不正行為を認定)
- ～現在、調査を継続中

- 2013. 10 総長声明「高い研究倫理を東京大学の精神風土に」
- 2014. 3 「研究倫理アクションプラン」を策定

高い研究倫理を東京大学の精神風土に

(2013.10.18総長声明)

先般、本学において明らかになった研究倫理をめぐる問題事案は、東京大学憲章、東京大学の科学研究における行動規範(科学研究行動規範)などが定めている理念と大きくかけ離れたものです。日本の研究水準について社会に大きな責任を有する東京大学において、こうした事案が相次いで生ずる事態は、ありうべからざることであり、きわめて重く受け止めなければなりません。この事態は、東京大学の名誉・信用というにとどまらず、日本の科学に対する国際的な信頼や評価にかかわる深刻な問題でもあります。

現在、問題事案をめぐる事実関係や原因の究明を続けており、すみやかに調査を完了すべく全力をあげていますが、少なくとも現時点で、研究活動に従事する専門職としての倫理観や規範意識の在りようにおいて、関係者に大きな問題があったという危惧を強く持っています。東京大学憲章にいう「真理を探究し知を創造しようとする」者としての誠実性(integrity)が、いま私たちに厳しく問われています。

高い研究倫理を東京大学の精神風土に

(2013.10.18総長声明)

最終的な調査結果のとりまとめを待って、改めて再発防止のための具体的なアクションプランを示したいと考えていますが、いまま研究活動は日々行われていますので、まずは、各研究者において、研究倫理の遵守について自己点検を行うと同時に、各部局の教授会や専攻会議等、趣旨の徹底と議論が可能な規模のすべての組織単位において、研究倫理の遵守方をめぐる議論をただちに行い、教員のファカルティ・ディベロップメントや学生に対する教育指導などの面で、すみやかに取組の徹底と充実を図るようお願いいたします。その結果については、各部局長にとりまとめをいただき、各種会議において情報共有を図るとともに、今後の全学的な再発防止措置の策定に資するものとしてと考えています。また、相談事項等があれば、すみやかに科学研究行動規範担当理事宛に連絡をお願いいたします。

高い研究倫理を東京大学の精神風土に

(2013.10.18総長声明)

問題事案は、たとえ一件でも発生すれば、学術研究に対する社会からの信頼を大きく損ないます。研究不正は、「科学研究の本質そのものを否定し、その基盤を脅かす、人類に対する重大な背信行為である」という、本学の科学研究行動規範の言葉が、一人一人の日々の研究活動の中に自然な形で組み込まれることを、強く期待しています。このたびのような事態が今後およそ発生することのない高い研究倫理の精神風土を、本学において揺るぎないものとするべく、皆さんのさらなる自覚と尽力をお願いします。

3. 「研究倫理アクションプラン」の取組状況

研究倫理アクションプラン

～高い研究倫理を東京大学の精神風土に～

- 本アクションプランは、「東京大学憲章」や「東京大学の科学研究における行動規範」に基づき、研究倫理を遵守する環境を作り上げるために、今後本学として取り組むべき事項を示すものである。
- 「研究倫理」の定義を広義に捉えるのであれば、研究活動における不正行為の防止だけではなく、ヒトを対象とした研究や動物実験等に関する倫理、研究費の不正使用の問題、利益相反など多様なものとして取り扱うことも考えられるが、本アクションプランにおいては、研究活動における捏造、改ざん、盗用に代表される不正行為を防止し、責任ある研究活動を推進することを主眼とし、その中で取り組むべき事項を示すものである。
- 今後の方針としては、短期的に実現可能な取組を順次実施するとともに、中長期的に実現すべき取組についても継続的にその具体の検討を進めていく。また、取組の実施にあたっては、研究活動を萎縮させることがないよう十分に配慮するとともに、国や研究者コミュニティとの連携を図りながら、国等による議論の方向性や関係する指針等を反映させ、実効性のある取組を進めていく。

I 研究倫理の醸成

1. 教育・研修の充実

すべての学生に倫理教育を

【目標】

学部前期課程、学部後期課程及び大学院において、それぞれの段階に応じた研究倫理教育をすべての学部・研究科で実施する。

独立した研究者にふさわしい倫理研修を

【目標】

独立した研究者また指導者として身に付けるべき研究倫理を修得させるため、採用時をはじめとする各キャリアに応じた研究倫理研修を実施する。

【取組状況】

- 部局において入学時ガイダンス等における基礎的な研究倫理の啓発を実施
- 全学の新任教職員研修において科学研究行動規範に係る講義を実施
- 学生及び研究者に対する教育・研修として、CITI(e-learning)の導入に向けた試行を実施 など

【科学研究行動規範リーフレット(2013. 12 改訂版)】

1. Scientific research is indispensable for the well-being of humankind and the development of society. As such, research findings shall be widely circulated and rigorously examined and evaluated by fellow researchers. Only findings which withstand scientific skepticism deserve to be accumulated and utilized as a common asset of humanity. Therefore, those engaged in research have the responsibility to contribute to society, a responsibility of which they are proud. It is rightly assumed that those engaged in research at the University, as a members of the scientific community, will ensure the transparency and accountability of their research activities with high ethical standards.

2. Misconduct in scientific research violates the fundamental norm of conduct expected of all researchers. Moreover, it seriously undermines public trust in the university as a place of research, and may consequently hinder the advancement of science. Research misconduct threatens the very foundations of science; it not only denies the principles of scientific research but also betrays all humanity. Therefore, researchers must not engage in misconduct such as fabrication or falsification of research results, or plagiarism. Furthermore, researchers should make their findings and evidence openly available to allow the scientific community and members of society at large to examine and evaluate its scientific soundness. Those engaged in research, whether as principal investigators, as research collaborators, or simply conducting experiments and observations, should take positive and concrete measures to fulfill their accountability for their research activities.

3. Responsible conduct of scientific research is particularly important in view of the appropriate use of research funds given to the University. Researchers must hold themselves accountable to the great number of people who directly or indirectly support the University's research activities. Therefore, they must ensure the objectivity and demonstrability of their research findings. This is a fundamental prerequisite for any research activity, without which academic freedom is not sustainable. Only by meeting these responsibilities can researchers qualify to conduct research at the University of Tokyo.

科学研究行動規範

Code of Conduct for Research

科学的健全な発展を目指して
To Promote Responsible Conduct of
Research for the Sound Development
of Science

2013年 12月
December, 2013

東京大学 科学研究行動規範委員会
Committee for the Code of Conduct for Research,
the University of Tokyo

http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/codeofconduct/
kenkyu-kihan@ml.adm.u-tokyo.ac.jp

東京大学の科学研究における行動規範 Code of Conduct for Research at the University of Tokyo

1 科学研究は、人類の幸福と社会の発展のために欠くべからざる活動である。科学研究の成果は公開されることにより研究者相互の厳密な評価と批判にさらされ、それに耐え得ない知識が人類共有の財産として蓄積され活用される。科学研究に携わる者は、この仕組みのもとで人類社会に貢献する責務を負っており、またそれを誇りとしている。この科学者コミュニティの一員として、研究活動について透明性と説明性を自律的に保証することに、高い倫理観をもって努めることは当然である。

2 科学研究における不正行為は、こうした研究者の基本的な行動規範に真向から反するものである。のみならず、研究者の活動の場である大学に対する社会の信頼を著しく損ない、ひいては科学の発展を阻害する危険をもたらす。それは、科学研究の本質そのものを否定し、その基盤を脅かす、人類に対する重大な悪行である。

それゆえ、科学研究を行うにあたっては、捏造、改ざん、盗用を行わないことはもとより、広く社会や科学者コミュニティによる評価と批判を可能とするために、その科学的根拠を透明にしなければならない。科学研究に携わる者は実験・観測等の実施者、共同研究者、研究グループの責任者など立派な立場のいかんを問わず、説明責任を果たすための具体的な措置をとらなければならない。

3 科学研究に携わる者の責任は、責任された研究費の適正使用の観点からも重要である。大学における科学研究を有形無形に変える無数の人々に思いをいたし、十分な説明責任を果たすことにより研究成果の客観性や実証性を保証していくことは、研究活動の当然の前提であり、それなしには研究の自由はあり得ない。その責任を果たすことによってこそ、東京大学において科学研究に携わる者としての基本的な責務を備えることができる。

科学研究行動規範についてさらに知りたくは、科学研究行動規範ウェブサイトをご覧ください。
For further details, please visit the University "Code of Conduct for Research" website.
http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/codeofconduct/

こういうことは……研究上の不正行為です。
The following are examples of research misconduct.

思ったおりの結果が得られなかったため、架空の実験画像を作出し、公表した。
Publishing a fabricated and/or manipulated image of experimental results when the expected results are not obtained.

推論に合わない実験データを恣意的に削除してグラフを作成し、公表した。
Publishing a graph omitting data inconsistent with your hypothesis.

論文として発表した研究に関する実験ノート等の研究の記録を残さなかった。
Failing to keep records of a study, such as laboratory notebooks.

研究室の同僚がミーティングで発表していたアイデアを、自らのアイデアとして公表した。
Presenting an idea originally set out by a colleague at a meeting as your own.

論文を作成する際、序論や先行研究の説明は重要ではないと考え、他者の論文からそのまま流用した。
Plagiarizing introductions and summaries of previous studies from other papers, considering these sections as unimportant parts of the paper.

インターネットで見つけた他人の文章を切り貼りして自分のレポートとして提出した。
Copying and pasting material found on the Internet without citation.







【科学研究行動規範リーフレット(2013. 12 改訂版)】

研究活動の不正行為とは・・・

What is research misconduct?

研究活動の不正行為：
東京大学の科学研究における行動規範では、研究活動の不正行為を次のように定義しています。本学は、これらの不正行為について、調査・裁定を行う体制を整備しています。

捏造 存在しないデータ・研究結果等を作成すること

改ざん データ・研究結果等を真正でないものに加工すること

盗用 他人のアイデア、データ等を、了解もしくは適切に表示なく流用すること

また、生データや実験・観察ノート等の研究の記録や実験試料などを虚偽していいことは、上記の不正行為の疑念喚起・立証妨害と見なされる可能性があります。

もし不正行為が行われた場合、不正行為を行った者や、不正行為のあった論文の責任著者等は、懲戒や、研究費の返還、競争的資金の申請制限などの対象となる場合があります。

その他の不適切な行為：
さらに、科学者コミュニティの一員として高い倫理観を求めた行動規範の趣旨からは、以下のような行為は不適切であり、決して行ってはなりません。

不適切な著者選択 例) 論文の内容にほとんど寄与していない者を著者に入れたり、逆に重要な寄与をした者を著者に入れなかったりすること

虚偽記載 例) 実際には存在しない業績等を申請書、報告書等に記載すること

重複投稿 例) 規定に反し、複数の学術誌等に実質的に同一内容の論文等を投稿すること

Research Misconduct :

The University of Tokyo's Code of Conduct for Research defines the following three acts as research misconduct. The University has policies and procedures in place to investigate and judge allegations or evidence of misconduct.

Fabrication: Making up non-existing data or research results.

Falsification: Altering data or research results.

Plagiarism: Appropriating others' ideas, data, etc. without permission or proper citation.

Moreover, a lack of records, such as raw data and laboratory notebooks, pertaining to a body of research may be considered to constitute destruction of evidence or obstruction of an investigation.

When misconduct is determined to have occurred, penalties, including disciplinary action, return of grant funds or restriction of grant-application eligibility, may be imposed on the perpetrator and/or the corresponding author of the paper.

Questionable Research Practices :
In addition to refraining from research misconduct, the Code of Conduct obligates researchers to uphold high ethical standards as members of the scientific community. Therefore, the researcher must not engage in such questionable research practices as the following.

Improper authorship :
Listing as authors those who have contributed little to a paper, or failing to list those who have made a significant contribution.

Misrepresentation of academic achievements :
Falsely representing academic achievements on research proposals or reports.

Duplicate submission :
Submitting reports of substantially the same work for publication in more than one journal without following applicable regulations.

責任ある研究活動に向けて・・・

Toward responsible conduct of research...

信頼性・客観性の保証：
研究成果の信頼性は、科学の発展の基盤です。研究成果の発表にあたっては、研究方法やデータ処理は適切か、再現性は十分確認されているか、先入観や偏見に左右されていないか、慎重に検証しよう。

そのために、他の研究者や学生と相互に意見を交換し、チェックし合える環境を作りましょう。論文等に誤りがあった場合、他の研究者への影響が最小限になるよう、速やかに訂正を公表してください。

研究記録・試料の保管：
研究結果は、他の研究者による厳しい評価と批判を経て「真理」として認められます。他の研究者による追試や評価を可能にするために、他者が見てわかるように実験ノート・研究ノート等を作成して研究の記録を残し、論文等の発表後も記録やデータ、試料等を保存しておくことが必要です。

引用のマナー：
新たな発見は、先行する研究成果のうえに成り立っています。他の研究者の業績に敬意を払い、関連の先行研究を誠実に確認・評価し、自らの研究と先行研究の位置づけを明確にしましょう。適切に引用することは、自らの研究のオリジナリティを明確にすることにつながります。

Ensuring reliability and objectivity:
The reliability of research findings is the foundation of the development of science. The researcher should choose the approach, methods, and data processing procedures of a study with care, and must strive to avoid errors caused by prejudice or preconception. Reproducibility of a study must be confirmed before it is published.

To help achieve reliability and objectivity, researchers should openly share their work with colleagues, seeking advice and correction. Whenever a mistake is discovered, it should be called attention to in timely fashion in order to minimize its effect on other researchers' work.

Keeping records and materials:
Research findings are accepted as correct only after they are subjected to rigorous review and criticism by fellow researchers.

To facilitate peer review and verification of results, researchers must keep clear and complete records of a study. Laboratory notebooks, data, and other materials produced during the study should be preserved after publication as well.

Citation rules:
Novel findings are built on the findings of previous studies. Previous studies related to a research project should be carefully assessed and faithfully reviewed in order to clarify the context of the new research. Appropriate citation of related studies also helps to establish the originality of the new research.

東京大学の研究者として責任ある研究活動を!
As members of the University of Tokyo research community, let us conduct research responsibly!






I 研究倫理の醸成

2. 啓発活動の充実

【目標】

高い倫理観をもった責任ある研究活動が常日頃から行われるよう、学生、研究者の研究倫理定着のための啓発活動の充実を図る。

【取組状況】

- 倫理教育の実施 URL: <http://ocw.u-tokyo.ac.jp/lecture?id=11360&r=1011066052>
- 大学院入学式で研究倫理アクションプランを配付
- 研究倫理アクションプランの英訳版を作成し、周知
- 学内広報に研究倫理アクションプランの特集記事を掲載
- 研究倫理Weekを定め、ポスターを作成し、周知
- 日本学術振興会及び米国国立科学財団と協力し、本「研究倫理教育ワークショップ」を開催 など

【学内広報特集記事(2014. 5. 26号)】

高い研究倫理を東京大学の精神風土に
研究倫理アクションプラン、発動!

研究倫理推進室長に聞きました
高い研究倫理なくして
優れた研究などありませぬ

研究倫理推進室長に聞きました
高い研究倫理なくして
優れた研究などありませぬ

研究倫理推進室長に聞きました
高い研究倫理なくして
優れた研究などありませぬ

研究活動の不正行為

fabrication
改ざん
Plagiarism
盗用

研究活動の不正行為

fabrication
改ざん
Plagiarism
盗用

研究活動の不正行為

fabrication
改ざん
Plagiarism
盗用

その他の不適切な行為

Improper authorship
不適切な著者選択

Misrepresentation of work
虚偽記載

Duplicate submission
重複投稿

その他の不適切な行為

Improper authorship
不適切な著者選択

Misrepresentation of work
虚偽記載

Duplicate submission
重複投稿

高い研究倫理を 東京大学の 精神風土に

研究倫理に関する問題は、例え一件でも発生すれば、
学術研究に対する社会からの信頼を大きく損ないます。

東京大学は「研究倫理アクションプラン」を策定し、
学生及び研究者に対する教育・研修や啓発活動の充実、
組織・環境の整備などの取り組みを進めています。

研究倫理 Week

平成26年9月1日(月)～9月7日(日)

II 組織・環境の整備

1. 責任ある研究体制の整備を

【目標】

研究倫理推進部署の設置など本部及び部局の研究倫理推進体制を強化し、責任ある研究活動実施のための体制を整備する。

2. 責任ある研究環境の整備を

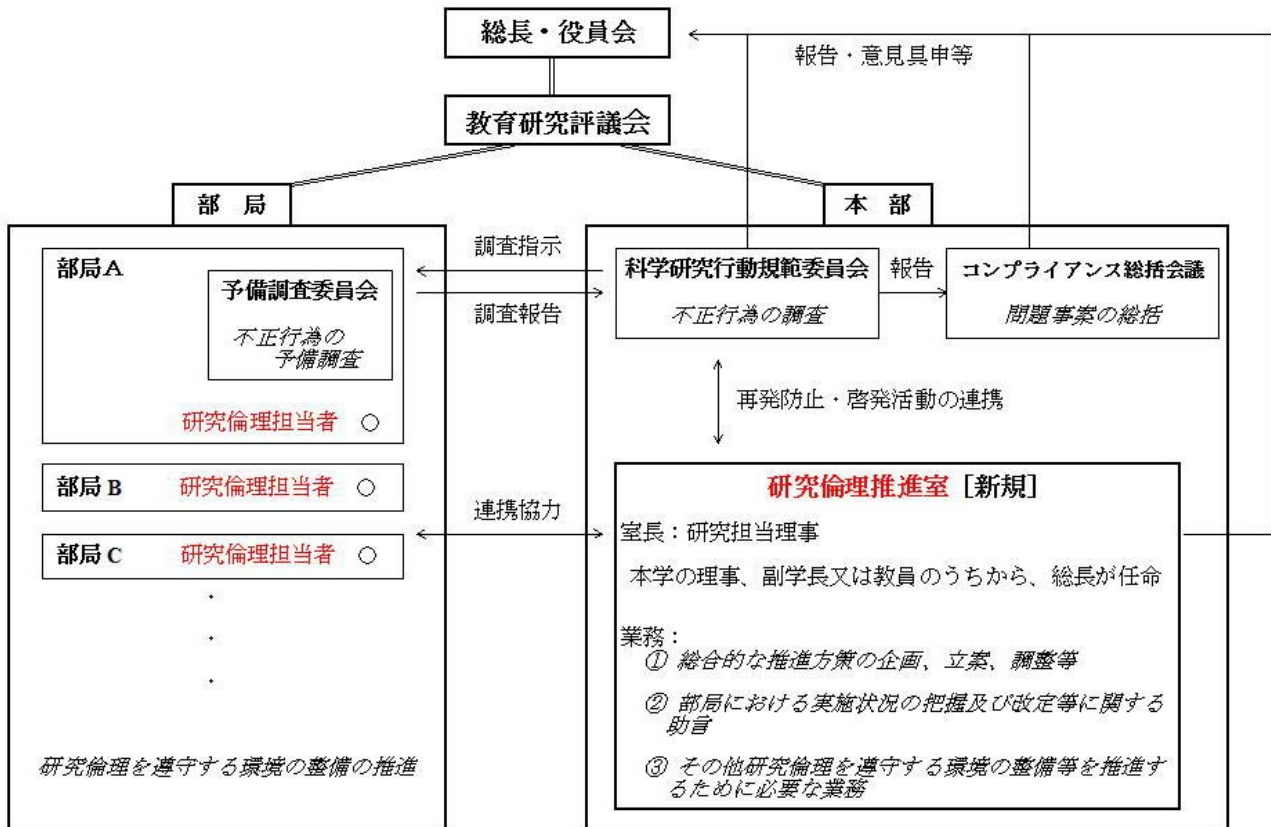
【目標】

学術分野の特性などに留意した研究データの保存等に関するルール作りや研究者間の円滑なコミュニケーションを増進させる取組などにより、責任ある研究活動が実現される環境の整備を図る。

【取組状況】

- 研究倫理推進室の設置
- 各部局に研究倫理担当者を設置
- 本部事務組織に研究倫理担当課長を設置
- コンプライアンス総括会議の下にコンプライアンス総括室を設置
- コンプライアンス相談窓口(学外の弁護士事務所に委託)の設置 など

【研究倫理の推進体制(2014. 4～)】



【コンプライアンス相談窓口(2014. 7～)】

東京大学
 総合研究所
 総合研究所
 総合研究所

OPEN

コンプライアンス相談窓口
 疑問や悩みをひとりで抱えず、まずはご相談ください。

研究費不正 データ捏造 違法ダウンロード ハラスメント など

コンプライアンスに関する疑問や悩みについて、学外の弁護士事務所において相談を受け付けています。
 総合研究所コンプライアンス法律事務所「東京大学コンプライアンス相談窓口」
 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー9階
 電話 03-5775-0657 メール tokyo-univ@gohara-law.com
 月～金(12:00～19:00) 土日・年末年始を除く
<http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/compliance/soudan.html>

Ⅲ 不正事案への対応

1. 調査方法等の改善を

【目標】

研究活動の不正行為について、迅速かつ徹底した調査を行うための体制の整備、ルール等の改善を推進する。

2. 調査結果を教訓へ

【目標】

研究活動における不正行為に対して厳格な措置を講じるとともに、その事例を教訓として同種の不正行為についての再発防止を徹底する。

【取組状況】

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(2014. 8. 26文部科学大臣決定)」に新たに盛り込まれた事項について、科学研究行動規範委員会規則の改正等、本年度中に対応

【新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」】

新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」概要

背景

○文部科学省では、これまで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)を踏まえて、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施。

○しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないことから、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」の取りまとめ(平成25年9月)、及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議」の審議のまとめ(平成26年2月)等を踏まえ、ガイドラインを見直し。

見直しの基本的方向

- ◆ 文部科学大臣決定として、新たなガイドラインを策定。
- ◆ 従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことも踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応を強化

新ガイドライン

(赤字: 新たなガイドラインで規定
黒字: 従来のガイドライン規定を踏襲)

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

【不正行為に対する基本姿勢】

●研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

●不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

【大学等の研究機関の管理責任】

●上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起りにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

- ◆ 共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
- ◆ 複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
- ◆ 若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるような適切な支援助言(メンターの配置等)

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【不正行為を抑止する環境整備】

1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

●大学等の研究機関: 「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施

●大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進

●配分機関: 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

【不正事案の一覧化公開】

●不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

第3節 研究活動における特定不正行為への対応(組織の管理責任の明確化)

【対象とする不正行為(特定不正行為)】

●捏造、改ざん、盗用(注: 従来どおり)

【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

●研究活動における特定不正行為の疑念が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表

- ◆ 不正行為に对应するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
- ◆ 告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続の明確化
- ◆ 特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

●特定不正行為の告発の受付から、事案の調査(予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等)までの手続き・方法

- ◆ 告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第三者への業務委託も可能
- ◆ 大学等の研究機関における調査期間の目安の設定
- ◆ 調査委員会に外部有識者を半数以上入れること(利害関係者の排除についても規定)
- ◆ 調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に再現実験の機会を確保
- ◆ 調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加して審査

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

●特定不正行為に係る競争的資金等の返還(※)

●競争的資金等への申請及び参加資格の制限(※)

(※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基幹的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。)

【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

1 組織としての責任体制の確保

●研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与

●管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置

2 迅速な調査の確保

●正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

第5節 文部科学省による調査と支援

【研究活動における不正行為への継続的な対応】

●文部科学省に有識者による検討の場を設け、フォローアップ等を継続的に実施

【研究状況調査の実施】

●大学等の研究機関に対し、本ガイドラインを踏まえた履行状況調査を実施し公表

【研究倫理教育に関するプログラムの開発推進】

●文部科学省は、日本学術会議や配分機関と連携し、研究倫理教育に関する標準的なプログラムや教材の作成を推進

【大学等の研究機関における調査体制への支援】

●大学等の研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議や配分機関と連携し、専門家の選定・派遣等を支援

今後の予定

- 新ガイドラインの周知徹底。新ガイドラインに基づく導入準備(規程・体制整備など): 「集中改革期間」
- 新ガイドラインの適用: 平成27年4月1日

IV 各部署による主体的な取組と取組状況のフォローアップ

1. 部署の状況に即した取組の推進を

【目標】

本アクションプランに基づき、すべての部署において学問分野の特性等を踏まえた研究倫理教育や体制整備等の取組を推進する。

【各部署における主な実施事項の例】

- 実施への研修、啓発活動
- 学生へ体制・研究環境整備
 - アクションプランに基づく取組の推進に関する責任体制
 - 研究データ等の管理・保管体制
 - 部署内のガイドライン等の作成
- 研究者の教育

IV 各部署による主体的な取組と取組状況のフォローアップ

2. フォローアップから見直し・改善へ

【目標】

各部署の取組状況を定期的に把握し、研究倫理教育等のさらなる充実や体制の見直しに努める。

【各部署における主な実施事項の例】

- 各部署における実施状況の定期的な報告の義務付け、研究倫理推進室によるフォローアップ
- 各部署における実施状況を踏まえたアクションプラン等の見直し
- 部署における優れた取組や学外の動向等に関する情報共有